平成２６年（フ）第１００号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目21番26号
債務者　大迫　光廣
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　紳一
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
岩手県久慈市長内町第23地割１番地16　キロロタウン　ニース、前住所岩手県久慈市小久慈町第46地割49番地４　小向貸家５号
債務者　外浦裕美子（旧姓廻立）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第２３７号
群馬県高崎市吉井町多胡65番地４
債務者　三國　文子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小此木　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１３６号
群馬県太田市新田上田中町1025番地
債務者　岩崎　幸一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９５号
平成26年11月30日までの住所山形県南陽市島貭511番地の３
債務者　岸　　泉
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯田　典明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第３０１号
群馬県伊勢崎市連取町3343番地１　パルクセレーノＢ201
債務者　相川　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４５号
滋賀県草津市平井２丁目11―13―11、住民票上の住所京都市伏見区石田森南町70番地１　ハイツ一里塚105
債務者　小多　　哲（旧姓村木）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　共衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５１２１号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目10番５号
債務者　前田　リサ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　永希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２７１号
大阪府高槻市津之江町１丁目18番19号
債務者　泊　　篤志
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　基裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８４７号
神戸市垂水区青山台２丁目７番２号
債務者　メンズヘアー昴ｙ’ｓこと　安達　行弘
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６５号
広島市佐伯区五日市１丁目12番20―305号第２中村ビル、申立時の住所広島市佐伯区八幡１丁目３番12号
債務者　香田　元晴
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新名内沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４１号
広島県安芸高田市八千代町勝田448番地　八千代病院、住民票上の住所広島県安芸高田市向原町坂1708番地
債務者　児玉酒店こと　児玉　筆子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６８号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷864番地３、住民票上の住所広島市佐伯区湯来町大字白砂31番地22
債務者　小田　裕造
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９０号
広島県安芸郡府中町みくまり３丁目１―11　府中みくまり病院、住民票上の住所広島県安芸郡府中町八幡３丁目11番４―302号　第１コーポ岡村
債務者　勝盛　達也
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１９号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム３丁目４番14号
債務者　坂田　栄一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埋橋　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０３号
高知県室戸市佐喜浜町1595番地20、申立時の住所高知市丸ノ内１丁目５番11号　ネオネスト丸の内201
債務者　上野　匡史
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
高知地方裁判所破産係